

資料編

1 策定体制

1. 1 砂川市障害者地域自立支援協議会

砂川市障害者地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第77条第1項第1号に基づき障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)が、地域での自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の福祉施策及び地域生活支援を推進するため、砂川市障害者地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 障害者等又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、障害者等の支援に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の福祉、保健、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害者の権利擁護に関すること。
- (6) 砂川市障害者福祉計画及び砂川市障害福祉計画の策定等に関すること。
- (7) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者団体の代表者
- (2) 相談支援事業者の代表者
- (3) 障害福祉サービス事業者の代表者
- (4) 保健、医療等の関係機関の代表者
- (5) 就労支援、雇用施策関係機関の代表者
- (6) 教育関係機関の代表者
- (7) 学識経験者
- (8) その他市長が必要と認める者

3 前条第6号に関する事項を協議する必要があるときは、公募により選出した委員を加えるものとする。

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。なお、公募により選出した委員の任期は、計画策定時までとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、委員の互選により、会長及び副会長を置く。

2 協議会は会長が招集する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(報償費)

第5条 委員には、予算の定めるところにより報償費を支払うものとする。

(部会等)

第6条 協議会に、必要に応じて部会及びケース検討会議を置くことができる。

2 部会の組織、委員等は、協議会で定める。

3 ケース検討会議は、関係機関等の実務担当者により、個別事例について情報交換及び支援方法の検討を行う。

4 協議会は、必要があると認めるときは関係機関等の職員等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、砂川市市民部社会福祉課に置く。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

(砂川市障害福祉計画策定協議会設置要綱の廃止)

2 砂川市障害福祉計画策定協議会設置要綱は、廃止する。

(砂川市障害者福祉計画策定推進協議会設置要綱の廃止)

3 砂川市障害者福祉計画策定推進協議会設置要綱は、廃止する。

砂川市障害者地域自立支援協議会委員名簿

	区 分	団 体 名	役職名	委 員 名
1	保健・医療	空知医師会（砂川部会）	顧 問	小 泉 洌
2	”	北海道空知総合振興局保健環境部 滝川地域保健室（健康推進課）	課 長	水 谷 宣 行
3	学 識	砂川市社会福祉協議会	会 長	小 関 徹
4	”	砂川市民生児童委員協議会	会 長	澤 田 幸 三
5	障 害 者 団 体	砂川身体障害者福祉協会	会 長	工 藤 公 人
6	相談支援 事 業 者	社会福祉法人くるみ会 地域生活支援センターぽぽろ	センター長	縄 井 詠 子
7	障害福祉 サービス	特定非営利活動法人つむぎの家	施設長	内 野 キミ子
8	”	砂川希望学院	施設長	堀 川 宏
9	教 育	北海道障害者職業能力開発校	校 長	和 泉 豊 樹
10	就労支援 雇用施策	滝川公共職業安定所	統括職業 指 導 官	倉 本 義 行
11	公 募	—		茅 野 輝 美
12	”	—		馬 面 紀 子

1. 2 砂川市障害者福祉計画策定推進委員会

砂川市障害者福祉計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 ノーマライゼーションの理念を引き継ぎ、障害者が地域で安全、安心して生活できる総合的な保健・医療・福祉に関する計画を策定し、その円滑な運営に資するため、砂川市障害者福祉計画策定推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進委員会は、次の事項について協議検討する。

- (1) 障害者福祉計画に関すること。
- (2) その他前号の目的を達成するために必要と認める事項

(委員)

第3条 推進委員会の委員は、本市の執行機関及び関係行政機関の職員をもって充てる。

2 委員の任期は、障害者福祉計画策定終了時までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は副市長がその任にあたり、会務を総理する。

3 副委員長は教育長がその任にあたり、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第5条 推進委員会に次の各号に定める専門部会を置き、委員長又は推進委員会の命を受けて第2条に規定する事項の細部事項を協議検討する。

- (1) 保健・医療・療育対策専門部会
- (2) 生活支援・環境対策専門部会
- (3) 就労・社会参加対策専門部会

2 専門部会は、部会長、副部会長及び部員をもって構成する。

3 部会長は、専門部会を主宰し、部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を代理する。

(組織)

第6条 推進委員会、専門部会及び事務局の組織は別表のとおりとする。

(会議)

第7条 推進委員会は委員長が、専門部会については部会長が招集し、会議を運営する。

2 委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者から意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 事務局を社会福祉課に置き、事務局長及び事務局次長その他必要な職員を置く。

2 事務局長は市民部長が、事務局次長は社会福祉課長の職にある者がその任にあたる。

(その他)

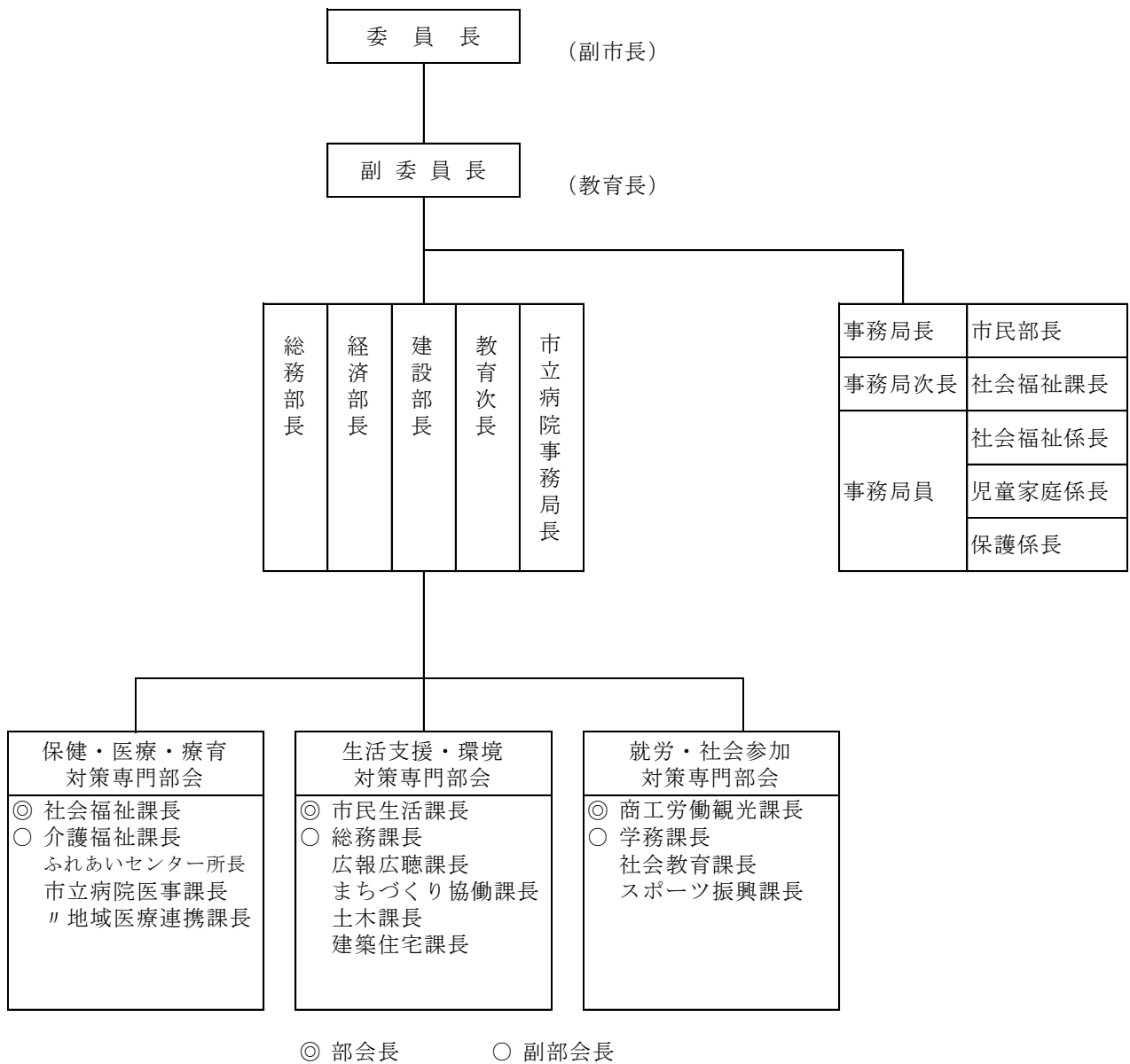
第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則
(施行規則)

- 1 この訓令は、平成 24 年 11 月 7 日から施行する。
(砂川市障害者福祉計画策定推進委員会設置要綱 (平成 9 年 11 月 21 日) の廃止)
- 2 砂川市障害者福祉計画策定推進委員会設置要綱 (平成 9 年 11 月 21 日) は、廃止する。

別表 (第 6 条関係)

砂川市障害者福祉計画策定推進委員会組織図



1. 3 砂川市障害者福祉計画策定ワーキンググループ

砂川市障害者福祉計画策定ワーキンググループ設置要綱

(設置)

第1条 砂川市障害者福祉計画を策定するにあたり、基本事項の整理及び個別事項の選定並びに砂川市障害者福祉計画策定推進委員会の運営を円滑に推進するため、砂川市障害者福祉計画策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキンググループは、砂川市障害者福祉計画策定に対しての検討を加えるとともに、資料を作成する。

(構成)

第3条 ワーキンググループの委員は、別表のとおりとする。

(運営)

第4条 ワーキンググループに部会長を置く。

2 部会長には、社会福祉課長の職にある者を充てる。

3 ワーキンググループは、部会長が招集する。

(事務局及び事務局員)

第5条 ワーキンググループの事務局は、社会福祉課に置き、事務局員はワーキンググループの委員を兼ねる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループに関する必要な事項は部会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年11月7日から施行する。

別表（第3条関係）

砂川市障害者福祉計画策定ワーキンググループ委員

所 属	計画との関連性
介護福祉課課長補佐（高齢福祉係長） 介護福祉課介護保険係長 介護福祉課介護認定係長 ふれあいセンター主幹（保健係長） 市立病院医事課課長補佐（医事係長） 市立病院地域医療連携課長 （地域医療連携係長） 市立病院認知症疾患センター 地域生活支援係長	障害に理解のある保健・医療体制の充実 救急医療体制の充実 精神保健福祉の充実 早期療育の充実 療育環境の充実 身近な相談と支援体制のしくみづくり 地域医療連携の強化 その他
総務課課長補佐 総務課庶務係長 広報広聴課課長補佐（企画調整係長） まちづくり協働課まちづくり協働係長 市民生活課保険係長 市民生活課生活交通係長 土木課課長補佐 土木課課長補佐（都市計画係長） 土木課管理係長 土木課土木係長 土木課維持係長 建築住宅課副審議監（建築指導係長） 建築住宅課副審議監（建築係長） 建築住宅課課長補佐 建築住宅課住宅係長	居宅支援生活の充実 住宅の確保 ユニバーサルデザインの推進 移動・交通のバリアフリーの充実 消費者対策の充実 地域福祉活動の充実 権利擁護の推進 生活道路網の充実 除雪等対策の充実 防災・防犯対策の充実 地域コミュニティの促進 協働による地域支えあいの推進 その他
商工労働観光課企業労政係長 学務課課長補佐（学校教育係長） 学務課指導主事 社会教育課課長補佐（社会教育係長） 社会教育主事 社会教育課文化学習係長 スポーツ振興課課長補佐（振興係長）	就労支援の充実 労働環境の充実 活動の場の充実 余暇活動の充実 教育体制の充実 文化活動の充実 スポーツの促進 特別支援教育の推進 その他
【事務局】 社会福祉課長 社会福祉課社会福祉係長 社会福祉課児童家庭係長 社会福祉課保護係長	

2 障がい者関連事業の実績

(1) 補装具費支給・日常生活用具給付等の状況

【補装具費支給状況】

(単位:件)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般	311	54	51	52	59	33
児童	6	4	4	7	4	7
計	317	58	55	59	63	40

【日常生活用具給付等状況】

(単位:件)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般	183	452	491	488	506	505
児童	1	3	0	0	1	0
計	184	455	491	488	507	505

(2) 自立支援医療(更生医療)の給付状況

(単位:件)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
55	58	71	89	74	86

(3) 手当の給付状況

(単位:人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護手当	1	1	1	0	0	0
特別障害者手当	14	12	19	21	22	21
障害児福祉手当	11	9	10	8	9	8
福祉手当(経過措置)	2	1	1	1	0	0
特別児童扶養手当	35	32	32	33	37	38

(4) 交通費助成事業実施状況

【心身障害者通所施設交通費助成状況】

(単位:人)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
6	6	7	7	3	4

【在宅精神障害回復者通所施設交通費助成】

(単位:人)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
28	31	32	11	10	11

【肢体不自由児療育訓練交通費支給】

(単位:人)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
0	0	0	0	0	0

【重度身体障害者ハイヤー料金助成】

(単位:人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障害者	84	77	85	79	80	72
身体障害児	1	1	1	1	1	1
計	85	78	86	80	81	73

【子ども通園センター交通費助成】

(単位:人)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
19	0	0	1	13	10

【重症心身障害児等通園施設交通費助成】

(単位:人)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
2	0	0	0	0	0

(5) 児童福祉施設入所措置状況

(単位:人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
養護施設	1	1	1	2	2	2
重度障害施設	1	0	0	0	0	0
知的障害施設	1	1	0	2	2	2
肢体不自由施設	0	0	0	0	0	0
盲・ろうあ施設	0	0	0	0	0	0
里親	0	0	0	2	2	2
児童自立支援施設	0	0	0	0	0	0
情緒障害児短期治療施設	0	0	0	1	1	1
計	3	2	1	7	7	7

(6) 相談員活動状況

(単位:延件)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障害者相談員	11	8	7	7	7	3
知的障害者相談員	0	4	10	5	12	31

(7) 障害福祉サービスの利用状況

(単位:延人)※()内は支給決定

身体障害者	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
通所・入所サービス (旧法含む)	17 (17)	17 (17)	27 (27)	30 (30)	29 (29)	25 (25)
居宅介護	4 (5)	2 (2)	3 (3)	3 (3)	1 (3)	2 (5)
重度訪問介護	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
生活介護	2 (2)	2 (2)	2 (2)	13 (13)	13 (13)	11 (11)
短期入所	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (3)	0 (3)	0 (4)

知的障害者	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
通所・入所サービス (旧法含む)	99 (99)	101 (101)	114 (114)	123 (123)	132 (132)	108 (108)
居宅介護	8 (27)	4 (13)	3 (10)	4 (8)	3 (8)	5 (8)
行動援護	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (3)
生活介護	4 (5)	1 (3)	0 (0)	9 (9)	25 (25)	57 (57)
短期入所	10 (36)	12 (38)	8 (36)	8 (36)	9 (36)	9 (39)
共同生活介護	8 (8)	10 (10)	9 (9)	15 (15)	16 (16)	18 (18)
共同生活援助	5 (5)	5 (5)	4 (4)	3 (3)	4 (4)	6 (6)

精神障害者	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
通所・入所サービス (旧法含む)	25 (25)	32 (32)	39 (39)	38 (38)	43 (43)	38 (38)
共同生活援助	9 (9)	9 (9)	8 (8)	9 (9)	10 (10)	9 (9)

児 童	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護	2 (5)	5 (8)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
行動援護	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (3)
児童デイサービス	34 (34)	36 (36)	33 (33)	32 (32)	38 (38)	26 (26)
短期入所	7 (11)	1 (9)	2 (6)	3 (6)	1 (7)	2 (8)

(8) 家庭児童相談員への相談状況

(単位:件)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談件数 (A)	194	196	182	164	172	193
障がいに関する相談 (B)	120	157	118	116	109	107
割合 (B/A)	61.86%	80.10%	64.84%	70.73%	63.37%	55.44%

(9) 母子自立支援員への相談状況

(単位:件)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
49	35	29	33	53	80

(10) 健康診査実施状況

(単位:延人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
乳児健診	281	259	230	275	217	254
1歳半児健診	142	140	142	110	126	114
3歳児健診	152	136	149	143	135	133
国保特定健診等	—	—	1,378	1,371	1,397	1,321
後期高齢者健康診査	—	—	92	157	184	166
計	575	535	1,991	2,056	2,059	1,988

(11) 健康相談実施状況

(単位:延人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
母子関係	304	400	466	486	412	448
成人関係	2,602	2,991	3,000	2,828	2,598	2,479

(12) 健康教育実施状況

(単位:延人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
母子関係	2,433	1,078	502	589	1,042	1,084
成人関係	4,246	4,136	2,780	3,149	3,150	2,365
食生活改善関係	621	344	463	409	554	591
計	7,300	5,558	3,745	4,147	4,746	4,040

(13) 家庭訪問実施状況

(単位:延回)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
母子関係	375	291	384	333	355	330
成人関係	296	332	407	505	344	333
精神関係	21	5	13	22	3	4
その他	43	39	24	47	209	98
65歳以上(再掲)	222	207	265	320	221	198
計	735	667	828	907	911	765

3 障がいのある人の生活を支えるおもな社会資源

【障害福祉サービス】

訪問系サービス

- ・居宅介護
- ・行動援護
- ・重度障害者等包括支援
- ・重度訪問介護
- ・同行援護

居住系サービス

- ・施設入所支援
- ・共同生活介護（ケアホーム）
- ・共同生活援助（グループホーム）

日中活動系サービス

- ・生活介護
- ・自立訓練（機能訓練）
- ・自立訓練（生活訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援A型（雇用型）
- ・就労継続支援B型（非雇用型）
- ・療養介護
- ・短期入所（ショートステイ）

【相談支援】

- ・計画相談支援
- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

【補装具費支給制度】

- ・補装具の交付・修理

【児童への支援】

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス

【地域生活支援事業】

- ・相談支援事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・コミュニケーション支援事業（手話通訳者等の派遣）
- ・日常生活用具給付等事業（住宅改修費の助成含む）
- ・移動支援事業
- ・地域活動支援センター事業
- ・日中一時支援事業
- ・生活支援通所事業
- ・身体障害者用自動車改造費助成事業

【生活支援サービス】

- ・子ども通園センター交通費助成
- ・重度身体障害者ハイヤー料金助成
- ・心身障害者通所施設交通費助成
- ・在宅精神障害回復者通所施設交通費助成
- ・重症心身障害児等通所施設交通費助成
- ・肢体不自由児療育訓練交通費助成
- ・じん臓機能障害者交通費助成
- ・除雪サービス
- ・高齢者等位置情報提供サービス
- ・日常生活自立支援事業
- ・身体障害者等駐車禁止除外指定車標章の交付
- ・有料道路における障害者割引制度

【相談窓口等】

- ・市役所、教育委員会
- ・市立病院地域医療連携室
- ・民生児童委員
- ・ふれあいセンター
- ・子育て支援センター
- ・地域包括支援センター
- ・家庭児童相談員、母子自立支援員
- ・身体障害者、知的障害者相談員
- ・地域生活支援センターぽぽろ

【経済的支援・医療費助成】

経済的支援

- ・税金の控除
- ・障害年金
- ・自動車税の減免
- ・特別障害者手当
- ・障害児福祉手当
- ・特別児童扶養手当
- ・介護手当
- ・特別支援教育就学奨励費
- ・心身障害者扶養共済
- ・上下水道料の減免
- ・NHK放送受信料の減免
- ・携帯電話の障害者割引
- ・各種旅客運賃の割引

医療費助成

- ・自立支援医療（精神通院医療）
- ・自立支援医療（更生医療）
- ・自立支援医療（育成医療）
- ・重度心身障害者医療費助成制度
- ・特定疾病療養受療証
- ・特定疾患医療受給者証

【関係機関・団体】

- ・公共職業安定所砂川出張所（ハローワーク砂川）
- ・北海道障害者職業能力開発校
- ・砂川市社会福祉協議会
- ・砂川市民生児童委員協議会
- ・砂川身体障害者福祉協会
- ・砂川手話の会
- ・砂川市ことばの教室
- ・砂川市手をつなぐ育成会
- ・砂川地区ことばを育てる親の会

【市内の障害福祉サービス事業所】

訪問系サービス

- 「砂川希望学院 居宅介護事業所」（居宅介護・行動援護）
- 「ジャパンケア砂川」（居宅介護・重度訪問介護）
- 「有限会社 ライフサポート筒井」（居宅介護・重度訪問介護）

居住系サービス

- 「どんぐり」（共同生活援助）
- 「かえりゃんせ」（共同生活援助）
- 「かえりゃんせⅡ」（共同生活援助）
- 「晴見荘」（共同生活援助・共同生活介護）
- 「晴見たんぽぼ荘」（共同生活援助・共同生活介護）
- 「豊沼荘」（共同生活援助・共同生活介護）
- 「共栄荘」（共同生活援助・共同生活介護）
- 「泉なでしこ荘」（共同生活援助・共同生活介護）
- 「焼山さくら荘」（共同生活介護）
- 「砂川希望学院」（施設入所支援）

日中活動系サービス

- 「デイサポート夢」（生活介護）
- 「デイサポート優」（生活介護・就労継続支援B型）
- 「福祉会老人デイサービスセンター」（生活介護）
- 「くるみ」（自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援B型）
- 「障がい者就労継続支援事業所ぼる〜ん」（就労継続支援B型）
- 「砂川市つむぎの家」（就労継続支援B型）
- 「砂川希望学院」（就労移行支援・就労継続支援B型）
- 「ワーク望」（就労継続支援B型）
- 「笑飛巣」（就労継続支援A型）
- 「砂川希望学院短期入所事業所」（短期入所）
- 「子ども通園センター」（児童発達支援・放課後等デイサービス）

相談支援

- 「地域生活支援センターぼぼろ」（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）

4 用語集

【あ～お】

移動支援事業

地域生活支援事業の一つであり、屋外での移動が困難な障がいのある人等に対して、社会生活において必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援するサービス。

応能負担

利用者の所得に応じた負担

オストメイト対応トイレ

人工肛門・人工膀胱を保有する人も快適に使用できる多機能トイレ

【か～こ】

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び障がいのある人等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市町村又はその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

居宅介護

ホームヘルパーが障がい者（児）の家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助サービス。

共同生活援助（グループホーム）

障がいのある人が地域で生活できるように、共同生活しながら住居、食事、日常生活に対する援助を受けることができるサービス。

共同生活介護（ケアホーム）

障がいのある人で障害程度区分が2以上のものが、共同生活しながら住居、食事、日常生活に対する介護を受けることができるサービス。

計画相談支援

【サービス利用支援】

障がいのある人の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、きめ細かく支援するため、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がいのある人にサービス等利用計画を作成する。

【継続サービス利用支援】

ある一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い計画の見直しを行う。

QOL（quality of life）

生活の質。一般的な考えは、生活者の満足感・安定感・幸福感を規定している要因の質。

激変緩和措置

制度改正に伴い、利用者が負担額急増等の不利益を被らないよう、緩和措置を講じること。

行動援護

行動の際に生じうる危険回避のための援護や、外出時の移動の支援。行動上いちじるしい困難のある障がい者（児）へ支援を行うサービス。

交流保育

障がいのある子どもと、障がいのない子どもや地域の人々が共に活動すること。障がいの有無にかかわらずすべての子どもの経験を広め、人間性や社会性を培う上で大切な体験活動機会となる。

コミュニケーション支援事業

地域生活支援事業の一つであり、聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳等の方法により、障がいのある人と他者との意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業。

【さ～そ】

施設入所支援

施設入所者に対して提供される介護サービス。主に夜間に提供されるサービス。

児童発達支援

就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを実施し支援を行うサービス。

児童福祉法

次代の社会の担い手である児童一般の健全育成と福祉の積極的増進を基本精神とする、児童の福祉に関する基本法。児童の福祉を保障するための原理として、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない」こと及び「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、

児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」ことを明示し、その理念のもと、18歳未満の児童に対する福祉施策のため、児童福祉審議会、児童福祉司、児童委員、保育士、福祉の保障、事業、養育里親及び施設、費用等について定めている。

社会福祉法

福祉サービスの利用者の利益の保護、地域における社会福祉の増進を図るとともに、社会福祉事業の公明適正にその事業が行われることを確保し、社会福祉の増進に資することを目的とする法律。各種の社会福祉関連法における福祉サービスに共通する基本的事項も規定している。昭和26年（1951年）の制定時は社会福祉事業法という名称であったが、平成12年（2000年）5月、社会福祉法に改正（同年6月施行）。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者（18歳以上）で、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス。

重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする重度の障がい者で、心身の状態、介護者の状況、居住の状況等を総合的に勘案して設定された標準的な個別支援計画に基づいて、必要な障害福祉サービスを包括的に組み合わせて長時間に渡って支援を行うサービス。

就労移行支援

一般就労などを希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じ適正に合った職場への就労などが見込まれる者（65歳未満）に、事業所内や企業における作業や実習、適正に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行うサービス。

就労継続支援（A型）

就労機会の提供を通じ、雇用契約に基づく就労が可能な者（65歳未満）に雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労移行に向けて支援を行うサービス。

就労継続支援（B型）

就労移行支援事業などを利用したが、一般企業などの雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会などを通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者に、就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労などへの移行に向けて支援を行うサービス。

障害者基本法

障がい者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障害を身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義している。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障害者に関わる施策の基本となる事項を定め、障がいのある人の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的としている。

障害者差別禁止法

障がいを理由とする差別を禁止するために内閣府で検討中の法律。

障害者試行雇用事業（トライアル雇用）

職場に適応が可能か、企業と障害者がお互いに実際に確認してから本雇用に進むかどうかを決めることができる制度。利用するには、ハローワークからの紹介であることが条件。事業主と障害者との間で3ヶ月を限度とした有期雇用契約を結び、お互いに適性を確認した後、本採用（常用雇用）となる。この期間中は、事業所から障害者に賃金が支給され、事業主には試行雇用奨励金が支給される。

障害者週間

障がい者問題について国民の理解と認識を深め、障がいのある人の福祉の増進を図るため、昭和56年（1981年）に政府の国際障害者年推進本部が定めた日で、国際連合が昭和50年（1975年）に「障害者の権利宣言」を採択した日（12月9日）。障害者基本法においても規定されている。なお、毎年12月3日から9日までが「障害者週間」。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

（障害者総合支援法）

障害者自立支援法に代わって、平成25年4月1日から新たに実施される法律。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障がいのある人の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。

障害福祉計画

障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制を整備し、円滑な実施を確保するために策定される行動計画。

障害福祉サービス

障がいのある人の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われるサービス。

職業能力開発校

職業能力開発促進法に基づき都道府県や市町村及び、厚生労働省令で定める基準に適合すると都道府県に認められた事業者（民間の大学や専門学校など）が設置し、短期から長期にわたり必要な訓練を行う施設である。訓練の内容は多彩で、職業に必要な知識と技能を習得することができる。

職場適応援助者（ジョブコーチ）

障がいのある人が職場に適応することを容易にするため、職場に派遣されるなど、きめ細やかな支援を行う者をいう。障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える。

自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、機能面で一定の支援が必要な身体障がい者に、身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援などを行うサービス。

自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援などを行うサービス。

自立支援医療制度

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。更生医療（18歳以上）、育成医療（18歳未満）、精神通院医療がある。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める障がいの程度に該当すると認められた場合に本人（15歳未満はその保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障がいの程度により1級から6級がある。

身体障害者福祉法

身体障がいのある人の更生（自立）と社会経済活動への参加を促進すべく、必要な援助と保護を行うために、昭和24年（1949年）に制定された法律。

生活介護

安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者に、食事や入浴などの介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会などを提供する。

精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいがあると認められた場合に、本人の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の有効期間は2年で、障がいの程度により1級から3級がある。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でないために法律行為における意思決定が困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の二つからなる。平成11年（1999年）の民法の改正等において、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新たな理念のもとに、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度として構築された。

相談員制度

地域の障がいのある人又はその保護者等の相談に応じ、必要な指導、助言を行うほか、関係機関や関係団体等と連携をとり、障がい者福祉の増進を図るために、身体障害者相談員、知的障害者相談員として配置されている。

【た〜と】

短期入所（ショートステイ）

障がい者（児）の介護者が病気や冠婚葬祭、急な外出などの理由により一時的に介護できなくなった場合、障がい者（児）を一時的に施設に預けることができるサービス。

地域活動支援センター

障がいのある人を対象とする通所施設。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障がいのある人の自立した地域生活を支援する場。

地域生活支援事業

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村が主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な形態で事業を効果的・効率的に実施させることを目的とした事業。

地域生活支援センター

地域で生活する障がいのある人の支援や日常的な相談への対応、地域活動を通して、自立や社会参加の促進を目的とする施設。

地域相談支援

【地域移行支援】

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者が地域生活に移行するため、住居の確保や障害福祉サービス事業所等への同行等を支援する。

【地域定着支援】

家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者、地域移行支援を利用し、地域生活が不安定な方に対し、常時の連絡体制や緊急時の相談等に応じ支援する。

日常生活自立支援事業

認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等、日常生活を営むのに支障がある人を対象に、福祉サービスの利用等の援助をすることを目的に都道府県や指定都市社会福祉協議会等が実施する事業。

地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。

知的障害者福祉法

知的障がいのある人の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障がいのある人を援助するとともに必要な保護を行い、知的障害者の福祉を図ることを目的として昭和35年（1960年）より施行されている法律。

同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人の外出時に同行し、移動に必要な情報提供、移動の援護を行うサービス。

特別支援教育

障がいの種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

特別支援教育支援員

特別支援教育の発足に伴って、児童・生徒一人ひとりの細かな教育的ニーズを把握し支援するために、担任教諭を補助する人材。

【な～の】

日中活動系サービスと居住系サービス

障がい者のサービスを日中活動の場と居住の場に分け、個々に適したサービスを組み合わせる。

日中一時支援事業

地域生活支援事業の一つであり、障がい者や障がい児の日中における活動の場の確保を行うとともに、介護者が病気や冠婚葬祭、急な外出などの理由により一時的に介護できなくなった場合、活動の場を提供し、社会適応に必要な日常的訓練等を行うサービス。

難病

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指す。昭和 47 年（1972 年）の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義している。

日常生活用具給付等

地域生活支援事業の一つであり、障がいのある人等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業。

ノーマライゼーション

障がいのある人や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

【は～ほ】

発達障害者支援法

発達障がいを早期に発見し、発達障がいのある人の自立や社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図ることにより、その福祉の増進に寄与することを目的とした法律。発達障がいを、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものと定義している。

バリアフリー

障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている。

バリアフリー法

高齢者や障がい者等の移動上および施設の利用上の利便性、安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。従来の交通バリアフリー法とハートビル法を一本化し、旅客施設、特定建築物（学校、病院、劇場、ホテル、老人ホーム等）、建築物特定施設（出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、敷地内の通路等）などについて、高齢者や障害者等が移動等を円滑に行えるようにするための基準が定められている。

北海道福祉のまちづくり条例

障がい者や高齢者などすべての人が円滑に利用できるよう公共施設の整備を進めるため、道内、市町村、事業者、道民の責務、基準の遵守、届出などの手続きを定めている。

訪問系サービス

障がい者の家庭に訪問し支援を行うサービス。

放課後等デイサービス

学校在学中の障がい児に対して放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを実施し、支援を行うサービス。

北海道福祉のまちづくり指針

北海道福祉のまちづくり条例第8条に基づき、道、市町村、事業者及び道民が福祉のまちづくりの重要性を理解し、それぞれの役割を認識し、ともに力を合わせ、一体となって福祉のまちづくりに取り組むための指針。

【ま～も】

民生児童委員

社会奉仕の精神をもって高齢者、児童、障がい者、生活困窮者等への見守り、訪問、相談及び必要な援助を行うとともに、地域住民の実態を把握し、関係行政機関の業務への協力を行う。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年とされている。

【や～よ】

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインを目指す概念。障がい者、高齢者など特定の人々に対して障害（バリア）を取り除くということに限らず、可能な限りすべての人に対して使いやすくする考え方のこと。

【ら～ろ】

療育手帳

知的に障がいがあると認められた場合に本人の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障がいの程度によりA、Bがある。

療養介護

医療行為が必要な重度障がい者（筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者など）を支援するサービス。主に日中、病院などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の支援などを行う。

・「障害」と「障がい」の表記の違いについて

この計画において、「障害」という言葉の表記については、法令等の名称、法令等に基づく固有名詞、市の条例・規則・要綱等については、「害」と漢字により表記し、文章等の表記については、「がい」とひらがなにより表記しています。

また、「障害者」の表記については、原則としてひらがなにより「障がいのある人」と表記しています。文章等の内容や前後の文脈から「障がいのある人」と表記することが、バランスを欠くような場合は、「障がい者」のように「害」をひらがなにより表記しています。